

地域連携推進会議の概要等

○会議の概要

1 設置年月日

令和 7 年 4 月 1 日

2 設置目的

本園と地域の連携により、利用者と地域との関係づくり、地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、サービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護を推進することを目的とする。

3 業 務

(1) 施設による会議の開催

(2) 構成員による施設訪問

4 設置の根拠法令等

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
- ・ 旭川市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年旭川市条例第 20 号）

◇社会福祉法人旭川育成会 やすらぎ園地域連携推進会議規程

5 構成員（地域連携推進員）の任期

1 年

6 構成員数

5 人を下回らない。

◇地域連携推進員名簿

○会議の開催状況

令和 7 年度

○地域連携推進員の訪問の実施状況

令和 7 年度